

様

このところ、ご承知の通り、高校とPTAの会計関係について検討しております。その中で、学校教育法において、

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

とされています。また、地方財政法では学校の修繕等の経費について、強制的に徴収された寄付金を当てることは禁止されています。このあたりのことについては、文科省「**学校関係団体が実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項について(通知)**」(平成24年5月9日)においても指摘されています。

これらを勘案すると、私が現在支払っている学校納入金の内、

- 特別指導費(進路指導)
- 空調電気代
- 朝講座・土曜講座代

の3項目は、学校教育法第五条から考えて、保護者が学校に支払うということはありませんが、いかがでしょうか?ご説明ください。

これまではこうした費目がなぜPTAの費用なのか、学校が徴収しているのではないかと混乱しておりました。これは学校が徴収しているような外観を装い、保護者・PTA会員に対して敢えて錯誤を引き起こしている詐欺行為のように思えます。

もしそうであるのならば、この3項目とはPTAによる強制的な寄付金徴収ということであり、それを学校が代行して徴収していることになると考えます。ご説明ください。

ここで特に朝講座と土曜講座について説明を求めたいと思います。

私も含めて[]高校の保護者は、特に深く考えなければ、朝講座及び土曜講座を含めて[]高校における学校教育と受け止めています(した)。この場合、文科省の通知において“**～事業の内容や実施方法が、学校本来の教育活動として行なわれるべきと考えられるもの**”に相当します。以前にも申しあげましたが、[]高校の紹介文にも朝講座のことが記載されており、保護者はそう解釈します。つまり学校教育法第五条により、朝講座・土曜講座代を徴収することは不適切であるということになります。私はそのように考えます。

一方、朝講座・土曜講座がPTAの主催する事業であると強弁される場合です。

この場合は二つのケースが有ると考えます。教師がボランティアで協力する場合には、PTAが[]高校に対して施設利用許可を取れば良いだけであり、朝講座・土曜講座を運営するための費用は発生しません。

しかし現状では朝講座・土曜講座代を予算化していることから、これは、①PTA に帰属する予算であり②PTA 会費に上乗せした特定の利用目的を持つ寄付金であり③その使途は朝講座・土曜講座に協力する教師に対する謝礼金＝報酬ということでしょうか。

この場合問題となるのが、朝講座・土曜講座代という“寄付金”が強制徴収されていること、それが予算化されていることです。この寄付金とその朝講座・土曜講座代としての使途についてどのような会計処理がされているのでしょうか？

私はPTAに加入していませんし、朝講座・土曜講座代が寄付金であるならば支払う必要も、そして義務もないと考えます。朝講座・土曜講座代を支払わない場合は娘は朝講座・土曜講座から排除されるのでしょうか、ご説明ください。

あるいは明確に朝講座・土曜講座代は、純然たる経済行為で行なわれる学習塾における受益者負担の授業料という解釈なののでしょうか？ そうなると■■■■高校の施設をそのような経済行為に貸すことが妥当なのかという問題も派生するように思います。この場合、受け取った講師からの領収書を要求したいと思います。

学校経営に対して、特定の法人、個人が全く自発的な意志による寄付金を寄せることは禁じられていないようですが、保護者ないし PTA 会員全員を対象に強制的に寄付金を徴収して、そればかりかこれを特定の費目の財源として予算化することは違法行為と考えますが、いかがでしょうか？ご説明ください。

尚、今回の質問は次回学校納付金請求前にご回答ください。

2013/10/17

近藤 邦明
TEL ■■■■